

(2) 1(2)の通年エネルギー消費効率とは、日本工業規格C9612(2005)附属書3に規定する方法により算出した数値とする。ただし、マルチタイブであって室内機の運転を個別制御するものうち、1の室外機に接続する室内機の組合せが2以上あるものについては、次の組合せによって通年エネルギー消費効率測定するものとする。

- ア 室内機の形態は、壁掛け形を原則とする。
- イ 室内機の台数は、室外機に室内機ごとの接続口がある場合はその口数、個別の接続口がない場合には2台を原則とする。
- ウ 室外機と室内機の接続は、室外機の呼称能力を100%発揮できる室内機の接続のうち、室内機の呼称能力の合計と室外機の呼称冷房能力の比が1又は1の間近となるものを選定する。

附 則  
この告示は、平成21年5月12日から施行する。

○経済産業省告示第百八十一号  
エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第八十六条の規定を実施するため、平成十八年経済産業省告示第百五十八号(エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者)が取り組むべき措置)の一部を次のように改正し、平成二十一年五月十二日から施行する。  
平成二十一年五月十二日  
経済産業大臣 二階 俊博

- 1-1 直吹きでインド形又はオールド形のもの及び、**セ**種<sup>2</sup>。
- 1-2 **セ**種の<sup>2</sup>の<sup>2</sup>の<sup>2</sup>。
- 1-3 多段階評価基準

日本工業規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率が、次の表の右欄に該当する機器は、同表の左欄に掲げる多段階評価とする。

多段階評価	省エネルギー基準達成率
	109/パーセント以上
	100/パーセント以上109/パーセント未満
	90/パーセント以上100/パーセント未満
	80/パーセント以上90/パーセント未満
	80/パーセント未満

○経済産業省告示第百八十二号  
家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第百四号)第三条の規定に基づき、電気機械器具品質表示規程の一部を改正する告示を次のように定める。  
平成二十一年五月十二日  
経済産業大臣 二階 俊博

電気機械器具品質表示規程の一部を改正する告示

電気機械器具品質表示規程(平成九年通商産業省告示第六百七十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一中エアコンディショナーの項を次のように改める。

エアコンディショナー(電動機の定格消費電力の合計が三キロワット以下、電熱装置を有するものにあつては、その電熱装置の定格消費電力が五キロワット以下のものに限り、電気冷風機及び熱電素子を使用するものを除く。以下同じ。)
一 冷房能力
二 区分名(冷暖房の用に供するエアコンディショナーのうち直吹き形で分離型のものに限る。)
三 冷房消費電力

別表第二第七号(一)中の「次の表の」の下に「ユニットの形態欄」を加える。  
別表第二第七号(二)の表を次のように改める。

ユニットの形態	冷房能力	室内機の寸法タイプ	区分名
直吹き形で壁掛け形のもの(マルチタイブのうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	三・二キロワット以下	寸法規定タイプ(室内機の横幅寸法八〇〇ミリメートル以下かつ高さ二九五ミリメートル以下のものをいう。以下同じ。)	A
	三・二キロワット超	寸法フリータイプ(寸法規定タイプ以外のものをいう。以下同じ。)	B
	四・〇キロワット以下	寸法規定タイプ	C
	四・〇キロワット超	寸法フリータイプ	D
	五・〇キロワット以下		E
	五・〇キロワット超		F
	六・三キロワット以下		G
	六・三キロワット超		H
	三・二キロワット以下		I
	三・二キロワット超		J
	四・〇キロワット以下		K
	四・〇キロワット超		L
	七・一キロワット以下		M
	七・一キロワット超		
	八・〇キロワット以下		
	八・〇キロワット超		

別表第二第七号中(四)及び(五)を削り(六)を(四)とし(七)を(五)とし(八)を(六)とし(九)を(七)とする。

附 則

- 1 この告示は、平成二十一年五月十二日から施行する。
- 2 この告示の施行前に、この告示による改正前の電気機械器具品質表示規程に基づく表示をした電気機械器具については、その表示をこの告示による改正後の電気機械器具品質表示規程の規定に基づくものとみなす。